

いじめは、どの子供にも、どこにでも起こりうる問題です。たとえどんな理由があろうとも、いじめは絶対に許される行為ではありません。子供たちが安心して学校生活を送ることができるよう、全教職員が共通理解を図ると共に、学校・家庭・地域・各関係機関との連携を密にして、いじめの未然防止及び問題解決に取り組んでいきます。

いじめ未然防止のための取り組み

《授業》

- ・学習のきまりの周知徹底
- ・見通しを持った分かる授業作り
- ・多様な考え方に触れる交流活動の意図的配置

《学級経営》

- ・児童の居場所となる雰囲気づくり
- ・学級目標を意識した集団行動
- ・よいことみつけ
- ・いじめを許さない雰囲気づくり
- ・学級活動の充実
- ・相手を尊重した言葉使いの徹底

《人間関係づくり》

- ・たてわり活動
 - ・モンクリ・にこにこデー
 - ・たてわり遠足・野外ランチ
- ・人間関係プログラムの活用
- ・学年団による合同授業
- ・異学年との交流授業

《情報教育》

- ・情報モラル教育の推進
- ・ケータイ・スマホ安全教室

《生活規律》

- ・千本小学校のきまりの周知徹底
- ・月別生活目標の周知徹底
- ・黙働清掃の推進
- ・丁寧な言葉遣いの徹底

《道徳教育》

- ・いじめを許さない心情の育成
- ・「相互理解」の充実した授業

《教職員》

- ・全教職員による児童理解
- ・児童を尊重した声掛けの充実
- ・児童との関わりや会話の充実
- ・いじめを許さない姿勢の提示
- ・情報共有体制の強化充実
- ・家庭との情報交換の充実

《他校・他機関との連携》

- ・第一小学校との連携／交流
- ・第二小学校との連携／交流
- ・第二中学校との連携／交流
- ・沼津西高等学校との交流
- ・スクールカウンセラーとの連携

いじめ早期発見のための取り組み

《学校・教職員の取り組み》

- ・全教員による日々の観察と情報共有
- ・学期1回のいじめ不登校対策委員会の実施
- ・いじめアンケートによる情報共有の実施
(今年度 4月、6月、7月、10月、12月、2月 計6回)

《児童に向けて》

- ・学期1回の生活アンケートの実施
- ・学期1回の子供相談週間の実施

《家庭・地域》

- ・各家庭との日々の情報交換と連携
(連絡帳・音読カード等)
- ・地域からの情報収集と連携 (担当職員：教頭)

いじめ発見

いじめの対応

《いじめ対策委員会の招集》

- 校長 ○教頭 ○生徒指導主任 ○教務主任 ○該当学級担任 ○養護教諭 ○スクールカウンセラー

《多方面からの情報収集による事実確認》

- ・ 1人の教員で抱え込まず、複数の教員で組織的に対応する
- ・ 児童や保護者に個別に話を聞き、事実を確実に把握する

《いじめの全体像の把握と対応方針の決定》

- ・ 具体的な対応や指導の手順を検討する
- ・ 教員の役割分担を明確にし、対応方針の共通理解を確実に行う

《各種関係機関との連携》

- 沼津市教育委員会
- 警察署
- 少年サポートセンター
- 児童相談所
- 青少年教育センター
- 民生委員
- 主任児童委員
- 学校運営協議会

《いじめられた児童・保護者への支援》

- ・ 最も信頼関係ができていない教員が対応
- ・ 絶対に守るという誠意を持って対応
- ・ 訴えや相談に共感的に応じる
- ・ カウンセリング等の心のケアに努める
- ・ 意向を組み合わせながら再発防止策を提示する

《いじめた児童(たち)・保護者への指導》

- ・ いじめは絶対に許される行為ではないことを強く伝える
- ・ 相手の心身の痛みを考えさせる指導
- ・ 被害者への誠意ある対応を一緒に考える
- ・ いじめに至った原因や背景を探る
- ・ いじめの被害者や加害者の立場になり自分事として考えさせる指導をする
- ・ 学校全体で継続的に支援する

《周囲の児童たちへの指導》

- ・ 見て見ぬふりをするのもいじめているのと同じであることに気付かせる指導。
- ・ 勇気ある行動の大切さを伝える

《重大事態への対応》

- ***重大事態とは***
- ★いじめにより、生命・心身・財産に重大な被害が生じた疑いのある場合
- ★いじめにより、相当の期間、学校の欠席を余儀なくされている疑いのある場合
- ★児童や保護者から、いじめにより重大事態に至ったという申し立てがあった場合
- *****
- ☆速やかに教育委員会に報告
- ☆いじめ対策委員会を中心に、各種関係機関との連携を図りながら、適切な調査・事実確認・対応をする
- ☆いじめを受けた児童及び保護者に対し、情報を適切に提供する

いじめ解消に向けての取り組み

- ・ 確認された事実をもとにした指導の見直し
- ・ 全教員による共通理解と継続指導
- ・ 3か月以上の継続観察